

被保護高齢者訪問・サポート強化事業 実施要領

(目的)

第1条 この事業は、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める生活保護を受給している高齢者世帯の一部に対して、居宅訪問、相談対応などを行うことにより、当該世帯の日常生活自立及び社会生活自立の支援を促進することを目的とする。

(実施の方法)

第2条 本事業の実施主体は福岡市とする。

ただし、高齢者支援に関して専門的知識や経験を有し、本市内に事務所を有する社会福祉法人等に委託して実施することができる。

(対象世帯)

第3条 本事業の対象世帯は、生活保護を受給し、かつ、65歳以上の世帯員から構成される世帯のうち、福祉事務所長が認める世帯（以下「世帯」という。）とする。

(事業の内容)

第4条 本事業の受託者は、事業の目的を達成するため、地区担当員その他関係機関と連携し、下記の事業を実施する。

- (1) 世帯の居宅訪問を行い、世帯の生活実態、健康状態、扶養義務者や地域との交流状況などを把握すること。
- (2) 世帯からの求めに応じて、福祉事務所での面接または電話による相談対応を行うこと。
- (3) 地区担当員が作成した当該世帯の援助方針や、(1)(2)を通じて把握した世帯の課題について、高齢者支援に関する専門知識や経験を活かし、各種施策等の紹介、各種手続の支援、関係機関との連絡調整等を行うこと。
- (4) 世帯から提出された収入申告書等の区保護課への提出書類について、地区担当員へ引き継ぐこと。
- (5) 世帯への訪問及び支援状況を記録し、地区担当員へ報告すること。
- (6) その他、上記に付随する事項。

(支援期間)

第5条 世帯の支援については、特に期間を定めない。ただし、次の場合は支援を終了する。

- (1) 世帯の保護が停止または廃止されたとき。
- (2) 世帯員全員が長期入院または施設入所となったとき。
- (3) 世帯が本事業による支援の辞退を申し出たとき。
- (4) 世帯と長期間連絡が取れなくなるなど、本事業での支援の継続が困難な事情が生じたとき。
- (5) その他福祉事務所長が支援を終了すると認めたとき。

(支援開始の手続き)

第6条 本事業を委託により行う場合の支援開始については、次の手順とする。

- (1) 地区担当員は、世帯に本事業の説明を行い、世帯主またはそれに準ずる者から本事業を利用する意思を確認し、支援に係る同意が得られた場合は、本事業の受託者に対し、世帯の受け入れを依頼する。
なお、本事業の受託者は、委託仕様書で定める支援世帯数の上限に達している場合は、支援を拒否することができる。
- (2) 地区担当員は、従前より把握している世帯の生活状況や援助方針等を本事業の受託者へ情報提供する。
- (3) 本事業の受託者は、地区担当員が作成した援助方針及び世帯との面接等により把握した世帯の状況に応じて、支援を開始する。

(苦情・緊急時の対応)

第7条 本事業の受託者と利用者間で生じた苦情・トラブルは、本事業の受託者が責任をもって対応し、必要に応じて福岡市福祉局生活福祉部保護課へ報告すること。
また、事故や緊急事態等が発生した場合は、速やかに同課へ状況報告すること。

(個人情報の保護)

第8条 本事業の受託者は、業務を実施するに当たって、個人情報及び情報資産の取扱いについて、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守しなければならない。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。